

日頃から公務災害防止に 向けた取組を

～区市町村の管理監督者の皆様へ～



地方公務員災害補償基金東京都支部

○はじめに

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が安心して職務に精励できるように、公務上または通勤による災害を受けた場合にその損害を補填する、セーフティネットとしての性格を持っています。

区市町村で働く職員が公務の遂行により災害に遭うことは、その職員や家族の生活を脅かすばかりでなく、職場にとっても大きな損失となります。

したがって、職場における公務災害防止の取組が何よりも重要であり、実際の災害事例を検証し、再発防止に向けた具体的な方策を実施することが求められます。

本冊子では、これまで地方公務員災害補償基金が取り扱ってきた認定請求事例をコンパクトに紹介するとともに、過労やストレスによる心・脳血管疾患や精神疾患についても解説を加えています。

職場の安全衛生に重要な役割を担う管理監督者の皆様に本冊子をご一読いただき、職場での議論を高め、公務災害防止の取組を進めることにご活用くださるようお願いいたします。

平成29年3月

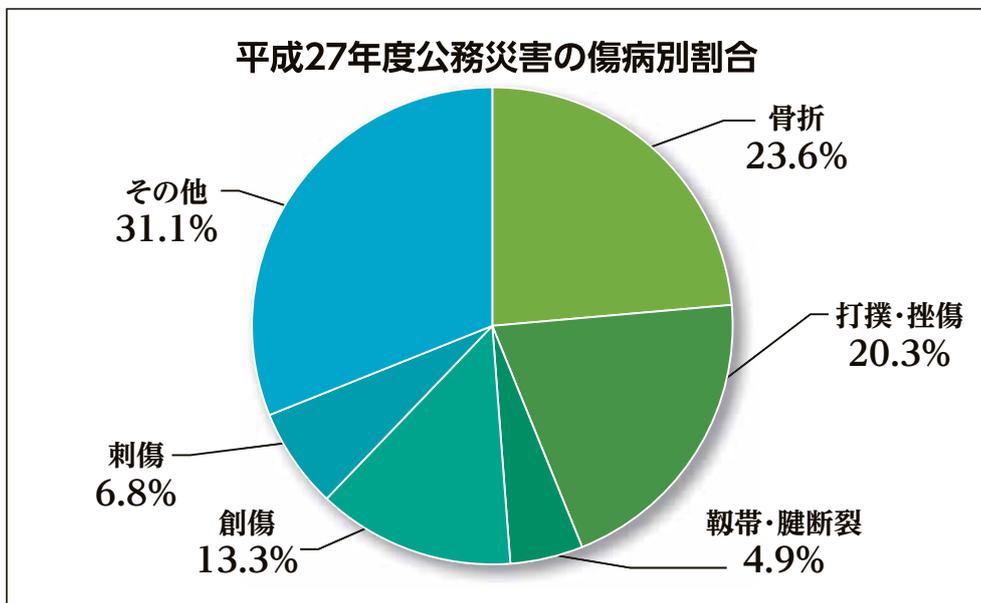
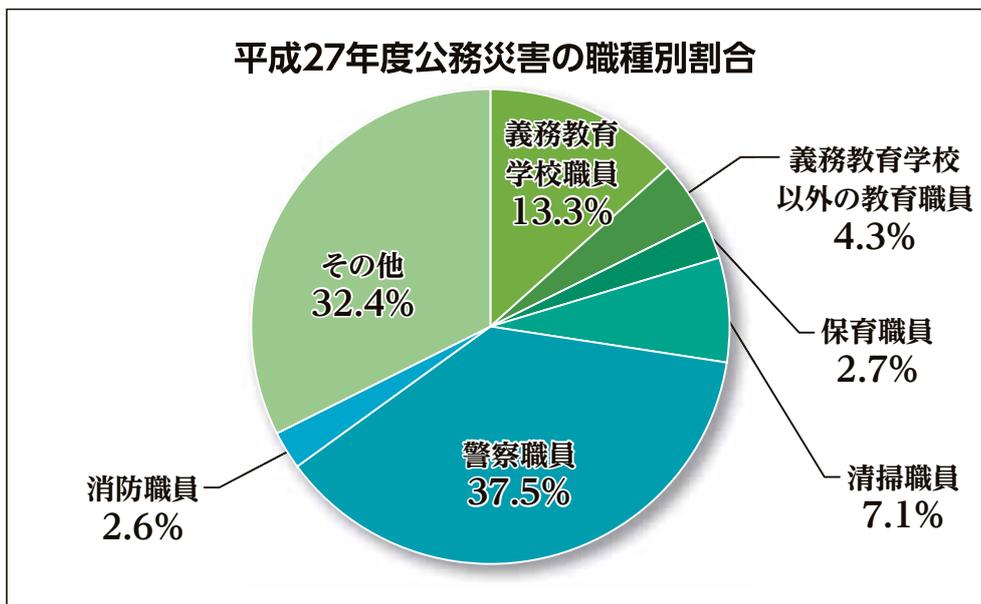
〈 目 次 〉

- 事故は身近な職場で発生 2
- 区市町村の職場での実例 3
- 日頃から心がけておきたいこと 5
- 過労や職場環境による公務災害防止のために 6
- 万一、災害が起きてしまったら 7

○事故は身近な職場で発生

地方公務員災害補償基金東京都支部は、東京都、特別区、市町村をはじめとする99団体、約26万3千人の常勤の地方公務員を対象として、公務災害の認定、療養や休業等の決定、不服申立てに係る審査事務を行っている組織です。

- 東京都支部における平成27年度の公務災害認定件数は、2,499件でした。
- 職種別割合についてみると、区市町村の職場で主に働く職種（義務教育学校職員、保育職員、清掃職員）が約4分の1を占めています。



○区市町村の職場での実例

次に紹介する事例は、区市町村の職場で起きた実例です。

それぞれの事故の原因や背景は異なりますが、日頃からどのような取組をしておけば事故を防げたのかについて、考えてみましょう。

事例1 スポーツ行為中に

- ・スキー教室で生徒にスキーを指導しながら一緒に滑っていたところ、生徒と衝突しそうになったので生徒を避けて急に停止した結果、転倒し、無理な姿勢を強いられたため足を捻挫した。
- ・バスケットボールの試合をしていたところ、生徒が投げたボールが指に当たって骨折した。
- ・体操の授業でマット運動の見本を示そうと前転したところ、首に力がかかり頸椎を捻挫した。

○解説

スポーツ行為中はスポーツやゲームに夢中になって、事故が起きやすくなります。事前に準備運動を十分に行い、児童や生徒にけがをさせないように注意する一方で、自分の周囲にも目配りすることが重要です。

事例2 工具や道具を取扱う場面で

- ・学校行事の林業体験で斧を使用して薪を割っていたとき、手が滑り薪を押さえていた指を切った。
- ・木工の授業準備のため、電動のこぎりで角材を切断していたところ、木材がはねて指を挫傷した。
- ・教材プリント作成のため裁断機で紙を切っていたとき、裁断機の刃に指が当たって指先を切った。

○解説

大型電動工具を使用する際は、まず、取扱説明書をよく読み、安全な取扱いについての知識を得ることが必要です。また、不慣れな工具を使用する場合は、作業手順書や取扱い説明書に従うとともに、余裕のある作業計画を立ててから作業に着手することが重要です。

事例3 生徒の行動が原因に

- ・授業中、別の教科書を出していた生徒に注意したところ、急に生徒が不穏になり自分が持っていたペンで手を刺された。
- ・授業時間になっても教室に戻ろうとしない生徒を注意したところ、生徒から逆に殴られた。
- ・授業が終わり別室に移動しようと、教室を出たとたん、ものすごいスピードで廊下を走ってきた生徒と衝突し、頭部打撲、頸椎捻挫となった。

○解説

学校では生徒の行動による受傷もあります。ある程度生徒の行動を予測して対応することが大切ですが、なかには生徒の故意による加害行為があります。この場合には、基金が補償を行った後、加害行為者である生徒の保護者に補償額を請求することになります。

事例4 車両・機械の操作に伴って

- ・清掃車両への積込作業中、回転板にごみ袋に入っていた容器が圧縮されて破裂し、中に入っていた液体のようなものを顔面に浴び、眼にガラス容器の破片が入り、角膜炎となった。
- ・清掃車両への積込作業中、ビニール袋がひっかかったため、回転板を逆転させて押込板を戻しこれを取り出そうとした時、誤って操作ボタンを押したため押込板が動き出して右手をはさんでしまった。

○解説

まず、眼を保護するためのゴーグル、その他の安全保護具を装備できるようにしておくことが必要です。車両機械等については、安全な操作手順をマニュアル化して職場の全員に周知した上で、定期的に実地研修を行うことが重要です。管理監督者は、車両機械の操作ミスが重大事故につながることを意識して、安全対策に取り組んでください。

事例5 保育園等で

- ・遊んでいた園児が走ってきたので、他の園児との衝突を避けるため園児を抱きかかえたところ、足を滑らせ転倒した。
- ・球技をしていたところ、ゲームに負けたことで急に怒り出した児童に足で蹴られ腕を打撲した。
- ・保護者が来園するのを迎えようと急いで玄関に出たところ、床面に敷いてあったすのこ板が滑って転倒し、肩を脱臼した。
- ・行事に備え木に飾り付けを施すため、2メートル60センチの脚立を立てて作業をしていたところ、脚立の脚が動きバランスを崩し転倒したため骨折した。

○解説

保育園や児童館ではこどもの安全を最優先するあまり、自分の足元や周囲の安全を確認しないまま急いで行動することがあります。日頃の遊具等の整理整頓はもとより、定期的に室内や廊下の安全点検などを行うことが重要です。

また、高所作業を行う場合には、作業者は安全帯・安全帽等必要な安全保護具を装着した上で、脚立の足場の安定性を確保するとともに、安全のために複数の職員で行うことが求められます。

事例6 出張中に

- ・ 庁有車で出張中、交差点の赤信号で停止していたところを他の車に追突され、頸椎を捻挫した。
- ・ 訪問指導のため自転車で住民の自宅へ向かう途中、雨で濡れた路上の点字ブロックに滑って転倒し、腕を骨折した。
- ・ 生活保護受給者宅を訪問中、玄関先でやりとりをしていたところ相手にいきなり顔を殴られた。

○解説

乗用車や自転車を使用して出張した際、交通事故により受傷する事例も多く発生しています。

また、公務に伴う第三者加害事案も見受けられます。

公務災害の認定にあたっては、公務を遂行中であることの証明書類が必要になります。具体的には、上司による事前の出張命令と出張先、用務、経路、日時、移動手段を記載した出張命令簿、その他の服務関係書類の整備を日頃より確認しておくことが重要です。

○日頃から心がけておきたいこと

日頃から公務災害の発生を防ぐ取組として、事故につながりかねない小さなミスや出来事が発生した場合でもそれを見逃さず、発生状況や原因を分析し、職場環境の検証や作業方法を点検・見直し、再発防止策を速やかに実施することをお願いします。各職場の安全衛生委員会等の場を活用して、職場での作業手順のルールを全員が共有し職場全体で安全意識を高めることが大切です。

出張により庁舎外で職務を行う場合や通勤途上での事故など、管理監督者の目が届かない場所での災害も多く発生していますので、事前の業務命令の徹底（出張用務、出張日時、経路、移動手段の明示）や実際の通勤経路、通勤手段に対応した最新の通勤届の確認など服務関係書類を整備しておくことも重要です。

○過労や職場環境による公務災害防止のために

長時間労働による過労やストレスに起因して、心・脳血管疾患（心筋梗塞や脳出血など）や精神疾患を発症する事案も増加傾向にあります。

- ・管理監督者は、職員の超過勤務命令（事前）簿や退庁記録簿の整備・確認を行うことはもとより、長時間労働にならないよう、効率的な業務執行や適正な業務管理（業務配分や進捗管理等）に努めることが重要です。
- ・職員全員が定期健康診断を確実に受診するよう促すことや、健康診断結果に基づく事後措置をとることが職員一人ひとりの健康管理、ひいては公務災害防止にも役立ちます。特に心・脳血管疾患の発症には高血圧や動脈硬化などの基礎疾患も大きく影響します。また労働安全衛生法が改正され平成27年12月から、50人以上の事業所では毎年1回、「ストレスチェック」を実施することが義務づけられました。
- ・精神疾患の公務災害申請（主張）の背景として、次のような内容が見受けられます。
（例）▶精神疾患が悪化したにもかかわらず、産業医に診せるなどという必要な措置をとってもらえなかった、▶産業医の指導、助言内容を管理者が実施してくれなかった、▶上司等から人格を否定するような言動をとられた（いわゆるパワハラ*を受けた）、▶過重な業務が割り振られたにもかかわらず、または様々な予想外の出来事が生じたにもかかわらず、上司が業務を軽減したり、必要な指導、助言を行うなど職場としての十分な支援体制をとらなかった、▶業務遂行内容の不十分さを上司に叱責された 等
- ・管理監督者としては、①職員の業務遂行状況の把握を日常的にこまめに行う、②職員の状態の少しの変化を見逃さない、③同僚や上司と円滑にコミュニケーションできる風通しの良い職場づくり、④適切なタイミングで産業医等の助言を得るなど管理者として必要な措置を速やかに、かつ、確実にとること、⑤業務上の指導は適切に行い、職員の人格を否定するような言動をとらないこと、といったことに、より一層留意することが大切です。再度、確認をお願いします。

（長時間労働の根拠となる時間外勤務時間数は、客観的資料として、時間外勤務命令簿等に加え、退庁記録簿、上司や同僚職員等による証言、現認書等により把握できる時間数です。）

職場でのパワーハラスメント（パワハラ）とは

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」
（厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」による）厚生労働省HPから

〇万一、災害が起きてしまったら

◆災害の補償を受けるために

職員が公務災害として補償を受けるためには、その災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が公務上の災害であるという認定を受ける必要があります。認定請求を行うのは本人ですが、認定請求の手続きは、全て所属長・任命権者を経由して行いますので、職場の管理監督者の皆さんの役割は重要となります。災害発生時には迅速、適切に対応できるよう準備をお願いします。

【災害発生から公務災害認定請求までの流れ】

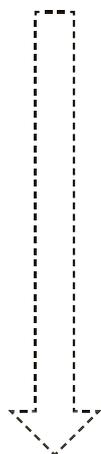
災害の発生



災害状況の把握
災害発生時の連絡等



災害が公務により生じたと考えられる場合



公務災害に該当するかの判断に迷ったら



認定請求の手続きを

- ・被災職員から事故状況（発生日時・場所、怪我の程度、災害の発生状況、第三者の有無等）の確認
- ・速やかに医療機関を受診させる。
- ・災害の状況を見た人又は通報を受けた人からの災害発生状況の聞きとり
- ・任命権者（公務災害担当部署）に災害が発生したこと、及びその状況を連絡する。

（災害の発生状況から公務災害と考えられる場合）

- ・被災職員に対して、公務災害として認定されるには、本人が公務災害の認定請求手続きを行う必要があることを伝える。
- ・医療機関を受診する場合は、窓口で「公務災害の手続きをとる予定」である旨を告げるよう伝える。

- ・勤務中の事故がすべて公務災害になるわけではありません。（その災害の発生と公務との間に明らかな因果関係が認められることが必要です。）
- ・判断に迷う場合は、基金東京都支部に相談して下さい。思い込みや推測で判断しないようご注意ください。

- ・必要な書類（基金発行の「災害補償の手引」又は下のHP参照）を作成し、所属長は認定請求書裏面の「所属部局の長の証明」欄に署名、押印（公印）をしてください。所属部局の公務災害事務担当者経由で、基金東京都支部に提出します。証明に当たっては把握した事実関係に基づき請求内容を精査し、それと異なる事実がある場合は別紙に記載して添付してください。

地方公務員災害補償基金東京都支部

〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎3階

HPアドレス <http://chikousai-tokyo.jp/>

電話 03-5272-5432

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。